

第3章 推進体制

1 推進体制づくり

2 推進体制イメージ図

1

推進体制づくり

平田地区まちづくり計画は、地域の課題や地域の目指すべき将来像として基本方針を設定し、まちづくり施策を提案するものです。

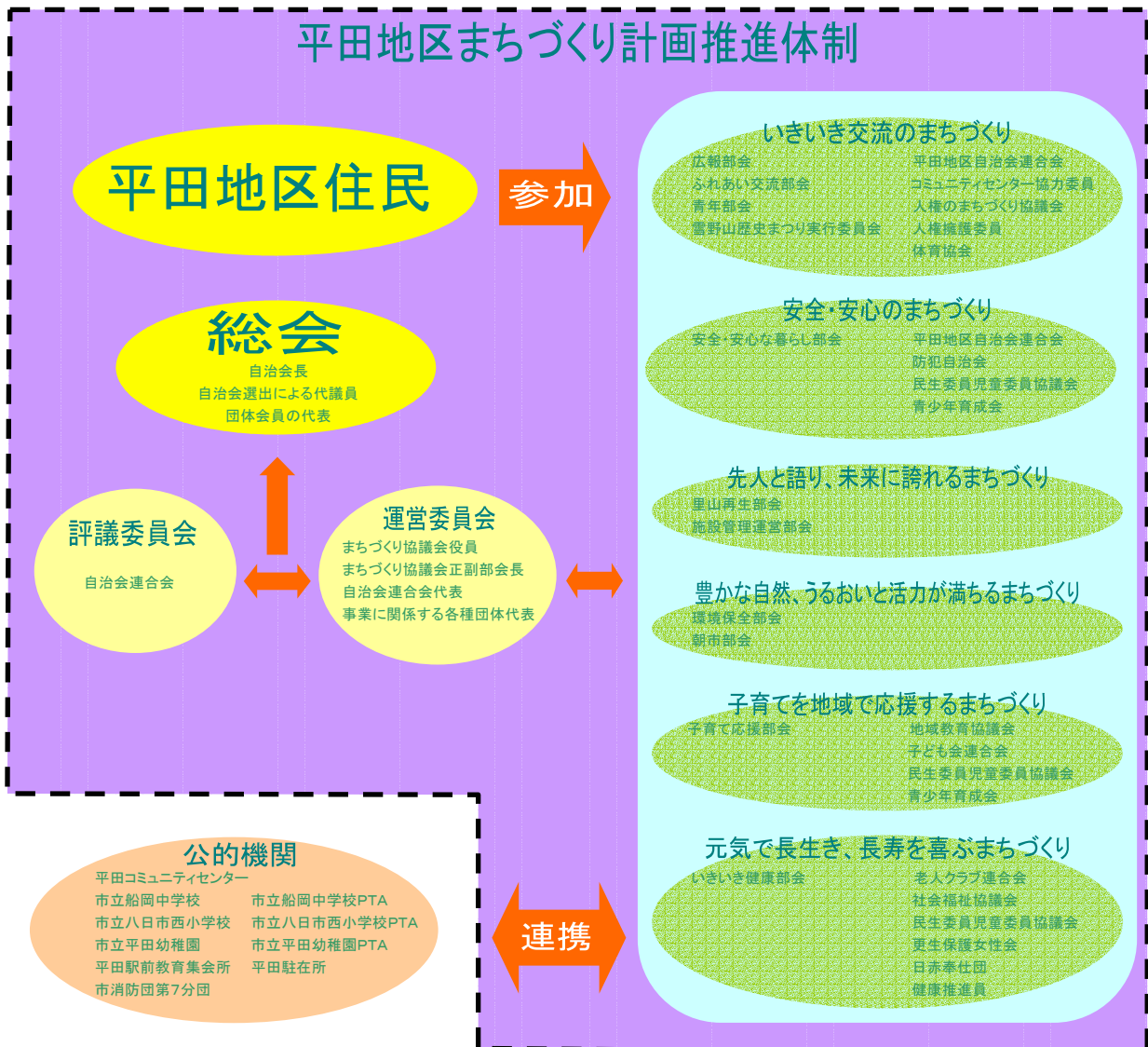
今後、平田地区のまちづくりを具体的に進めていくには、情報収集、目的の共有、連携母体の自立と理解、自主性・自発性・自律性の尊重が基本となり、地域住民、各種団体など多くの人々の協力と長期的・継続的な取り組みが不可欠で、まちづくりを実りあるものとするためには、地域住民が一丸となって活動できる関係を構築する必要があります。

また、協議会は、行政との協働のまちづくりを推進する組織として、また、現在行われている自主的なまちづくり活動を、他の課題にも対応できる活動に展開していくことで、地域全体としてのまちづくりへ広がることを目指しています。

協議会は、平田地区のまちづくりを進めていく上で、いわばプラットフォームとなる場であり、様々な課題への新たな取り組みへのスタート地点です。多くの人々の交流の場となることが望まれており、平田地区住民が参画しやすい組織となるよう、その推進体制の充実を図ります。

2

推進体制イメージ図



図中の団体名は仮に想定したものです。

参 考

1 まちづくり計画策定委員会 開催経過

2 まちづくり計画策定委員会 規約

3 まちづくり計画策定委員会 名簿

まちづくり計画策定委員会 開催経過

平成 21 年

6月15日	◆ まちづくり計画策定委員会企画部会(仮称) 設置 ・平田地区の将来目標を定め、実践していくための羅針盤として「平田地区まちづくり計画」策定に向け準備組織を設置。
7月16日	◆ まちづくり計画策定委員会企画部会(仮称) 開催 ・まちづくり計画策定委員会設置に向け準備。
7月19日	◆ 第1回まちづくり計画策定委員会 開催 ・まちづくり計画策定委員会を設置。
9月24日	◆ まちづくり計画策定委員会企画部会 開催 ・まちづくり計画(案)の作成作業を開始。
10月10日	◆ まちづくり計画策定委員会企画部会 開催 ・まちづくり計画(案)の作成作業。
11月19日	◆ まちづくり計画策定委員会企画部会 開催 ・第2回まちづくり計画策定委員会の準備。
12月6日	◆ 第2回まちづくり計画策定委員会 開催 ・まちづくり計画(案)について、検討・修正を行う。
12月21日	◆ まちづくり計画策定委員会企画部会 開催 ・まちづくり計画(案)について、計画の推進体制も含め検討・修正を行う。

平成 22 年

1月27日	◆ 第3回まちづくり計画策定委員会 開催 ・まちづくり計画(案)について、最終案がまとまる。
-------	---------------------------------------------------



第1回 まちづくり計画策定委員会



第2回 まちづくり計画策定委員会



第3回 まちづくり計画策定委員会

平田地区まちづくり計画策定委員会 規約

(目的)

第1条 平田地区まちづくり協議会(以下、協議会という。)が地域課題を解決し、地域の個性を活かしたまちづくりを進めるため、地区の課題を住民自らが掘り起こし、地区の将来あるべき姿(将来像)を思い描き、これを地区住民が共有して活動に取り組むことが大切である。

このため、本委員会は、協議会の活動方針や活動内容等を協議し、共通の道標としての「平田地区まちづくり計画」を策定することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 平田地区の現状と課題
- (2) 平田地区の将来像
- (3) 基本方針や具体的な施策、事業
- (4) 計画推進体制

(組織)

第3条 委員会は、別表1の委員をもって構成する。

- 2 委員会に委員長1名、副委員長1名を置くこととし、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会の議長となり、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、3回程度開催する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(企画部会)

第5条 委員会に、その所掌事項を分掌させるため、企画部会を設けることができる。

(事務局)

第6条 委員会にかかる事務は、平田地区まちづくり協議会事務局において処理する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則

この規約は、平成21年7月19日から施行する。

平田地区まちづくり計画策定委員会 名簿

氏名	所属等	備考
大澤 隆蔵	自治連合会会長、防犯自治会会長	◎
古澤 健二	平田地区まちづくり協議会会長	○
内堀 稔	自治連合会・まちづくり協議会副会長	
木村 一博	自治連合会・まちづくり担当	
長田 亮	人権のまちづくり協議会会長	
伊藤 市次郎	老人クラブ連合会会長	
大林 富治郎	民生児童委員協議会会長	
藤本 治	社会福祉協議会会長	
西口 笑子	更生保護女性会会長	
村防 悦子	赤十字奉仕団平田分団長	
西條 貞三	体育協会会長	
中島 てる代	健康推進員	
周防 清二	青少年育成会会長、地域教育協議会会長	◇
板谷 重巳	子ども会連合会会長	
城野 勝太郎	平田コミュニティセンター館長	◇
小島 嘉夫	コミュニティセンター協力員代表	
小澤 文吾	更生保護司	

氏名	所属等	備考
平井 康博	農業委員	
中江 健祐	市消防団第7分団長	
久田 喜一	市立船岡中学校長	
高橋 守	市立八日市西小学校長	
大原 洋子	市立平田幼稚園長	
久保 栄一	市立船岡中学校 PTA 会長	
長田 吉雄	市立平田幼稚園 PTA 会長	
藤本 健一	平田地区まちづくり協議会副会長	
小澤 維久子	〃 副会長	
伊藤 勝悟	〃 会計	
西村 良三	〃 里山再生部会長	
前坂 美代子	〃 子育て応援部会長	◇
松谷 二郎	〃 施設管理運営部会長	
板内 保久	〃 広報部会長	
藤田 善久	〃 会員	◇
大國 勉	〃 会員	◇

◎:委員長 ○:副委員長 ◇:企画部会構成員